

## 会 告 (II)

### 第 2 回原子力シンポジウム講演募集

日本学術会議日本原子力研究所および関係学協会共催の第 2 回原子力シンポジウムを下記により開催することになりました。会員各位はふるつて講演募集に応ぜられるようおすすめいたします。

記

1. 期 日 昭和 33 年 2 月 7, 8, 9 日
2. 場 所 東京都千代田区神田・学士会館および一橋講堂
3. 研究発表申込締切
  - (1) 題目, 分類, 著者(講演者に丸印をつける)および所属学会を記し12月5日までに, はがきで申込むこと。
  - (2) 規定の用紙に書き込んだアブストラクトを 12 月 20 日まで到着するように申込むこと。その際書留が望ましい。(用紙は題目申込受理と同時に学術会議から送られる)一般の研究発表一人 15 分以内とし質問時間は 5 分以内とする。
4. 申込先 東京都台東区上野公園内 日本学術会議「第 2 回原子力シンポジウム」係
5. 研究の分類
  - (A) 物理学, 原子炉 (B) 化学, 材料(物性物理学を含む) (C) 医学, 生物学, アイソトープ利用(但しアイソトープ利用は共通問題を主とし, 各個の専門領域に属する研究は採用しない)
6. 研究の内容と発表
  - (1) 研究の内容は原則として未発表のものとする。(2) 研究の発表は 1 人 1 回登壇に限る。
7. 採 否 学術会議内に選考委員会がつくられ, 提出されたアブストラクトによつて選考される。研究は完成されたものであり, 結果が明瞭なのでなければならない。
8. 備 考 (1) 研究発表の外に総合講演および集中討論が計画されている。(2) 不明の点は書面をもつて日本学術会議「第 2 回原子力シンポジウム」係あて問い合わせられたい。

### 金 属 に 関 す る 研 究 例 会 開 催

電子顕微鏡学会関東支部主催の表記研究例会が下記により開催されますので会員各位にお知らせします。

1. 日 時 昭和 32 年 11 月 2 日(土)午後 2.30 より
2. 場 所 明治大学大学院講堂(駿河台国電御茶ノ水下車)

電子顕微鏡の金属方面への応用研究に関して, 研究成果, 研究遂行上の隘路とその打開, 失敗例等を自由, 討論形式で懇談し, この方面の今後の研究進展に資し度いと思ひます。関心をお持ちになる当会々員の多数参加を希望します。

なお当日, 上記箇所において午前 9 時より一般講演会及び特別講演会が開催されます。

電子顕微鏡学会関東支部 金属部世話人 三島良績・田岡忠美

### 科学技術情報センターの発足について

日本科学技術情報センターは, わが国の科学技術振興方策の一つとして科学技術庁において企画され, 日本科学技術情報センター法(昭和 32 年 4 月・法第 84 号)にもとづく特殊法人の性格をもつて設立され, さる 8 月 16 日に発足いたしました。

このセンターの使命は、わが国における科学技術情報活動の中核的機関として、企業体、研究機関、研究者および技術者が必要とする内外の文献、資料その他の情報を、組織的に収集蓄積し、かつ迅速適確に提供することによつてわが国の科学技術の振興に寄与することにあります。

このセンターの機能は 1. 科学技術情報の収集、分析、分類、整理および保管 2. 国外、国内の情報機関、企業体との連絡および協力 3. 刊行物による最新の情報の紹介 4. 特定主題に関する情報の紹介 5. 資料の複写、翻訳となつております。

このたび、同センターでは、上記各種業務項目について、広く一般の希望を調査するため「科学技術情報の利用状況と需要」についてのアンケートを作成、記入依頼のため各方面に発送してある由であり、本会々員には、残部のある限り同センターより発送するからです、御希望の方は直接同センター宛申込下さい。（アンケート締切期限は7月10日としてありますが、会誌掲載の記事により請求のあつた分は特に期限がありません）。

センターの宛先は次の通りであります。

東京都千代田区一番町 15 番地 5 日本科学技術情報センター

## 今回制定をみた技術士法について

第 26 国会に政府提案として提出された技術士法案は、去る 5 月 14 日衆参両院を通過成立し、5 月 20 日公布となりましたので、制定の趣旨および概要を参考のためお知らせいたします。

### 技術士法制定の趣旨

技術を産業に適用しようとする場合に当面する最大の問題は、十分な技術経験をもつ人を得るや否やにかゝつているといえる。多数の有能な技術者がそれぞれの専門別に、各企業の技術相談に応じてその経験を広く企業の実際に生かすことができれば、わが国の一般の企業における合理化は一段と促進され、わが国産業における技術水準の向上に目ざましい成果をあげることが期待される。技術士とは、このような社会的な機能を営む経験豊富な高度の技術者というもので、わが国の現段階においては技術士の活潑な活動に期待するところがきわめて大きい。

### 技術士法の概要

この法律で技術士とは、登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価またはこれらに関する指導の業務を行う者と定義されており、他の法律でその業務を行うことが制限されている業務は除くこととなつていて、建築士などははぶかれることとなる。

試験は予備試験と本試験にわかれている。大学または旧制専門学校卒以上の者は予備試験は免除されるが、それ以外は技術士として、必要な基礎学力の有無を判定するために工、農、理、その他の自然科学に属する科学部門について予備試験を行う。その科学部門は大学の科でいどにわけられるものと思うが、これは総理府令できめることになつていて、本試験は、技術士として必要な高等な専門的応用能力の有無を判定するもので、予備試験の合格者か、免除された者で、技術経験 7 年以上の者が受験資格者となつていて、本試験も総理府令できめる技術部門ごとに行われる。この場合の部門の分け方は、現在、日本技術士会の部会である 8 部門より多少増えて、15 部門前後となるであろう。さらに技術部門ごとにいくつかの専攻部門の分類をおき、これが試験科目になる。

本試験の合格者には合格証書が渡されるが、登録をすることによつて、始めて技術士を正式に名乗ることができ、登録がすめば技術士登録証が交付される。登録証には合格した本試験の技術部門が記載されており、これがあとのべ名称表示の場合の義務に関連をもつてくるものである。つぎに技術士としての本質的な問題として、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、名称表示の場合の義務が規定されている。技術士は、依頼者にとつてきわめて重要な問題にタッチする機会が多いので、相手が安心して頼めるために当然必要なことである。

一方、技術士制度はわが国としてもはじめて適用されるものだから、その運営に万全を期するため技術士審議会をおくことになつていて、この審議会は関係官庁の職員と技術士に関する事項についての識見の高いものうちから総理大臣が任命する 15 人の委員で構成し、技術士法に関する重要事項と、技術士の登録の取消、名称の使用禁止などについて審議する。また試験を行うために、科学技術庁に技術士試験委員会をおき、試験を行うごとに審議会の推せん科学技術庁長官が試験委員を任命することになつていて、なお、雑則中で重要なものは、名称使用制限の項で、技術士でない者は技術士またはこれに類似する名称を使つてはならないと規定している。ところで現に技術士的な仕事をしている者はこの法律の施行によつてどうということになるだろうか。この法律が成立したのちは、公布の日から起算して 4 カ月以内に施行されることとなつていて、施行されるときにすでに技術士またはこれに類似する名称を使つていて、来年 8 月 31 日までは、そのまゝの肩書をつかつてよいことが経過規定として定められている。また、第 1 回目の試験は、早くて来年の 2—3 月頃に行われることとなる。